

その他のお知らせ

「特別慰労品」贈呈の受付終了

外地からの引揚者、恩給などを受けていない旧軍人、シベリアなどで強制抑留された人に特別慰労品を贈呈しています（本人からの請求に基づいて贈呈され、遺族からの請求はできません）。

引揚者は、終戦日まで引き続き1年以上外地で生活していて戦後引き揚げてきた家族全員が対象です。

請求書などは福祉事務所の窓口にあります。未請求の人は早めに申請してください。

受付期限 3月31日（火） 相談・問合せ時間 月々金：午前9時15分～午後5時15分、土・日・祝日は休み
相談・問合せ先 独立行政法人平和祈念事業特別基金 ☎ 0120-01234-933（無料）

事業者（個人・法人）の方へ 『法定調書もe-Taxで！』

ご存知ですか？法定調書もインターネットで提出できます。※平成20年分の給与所得の源泉徴収票などの法定調書（合計表）の提出期限は、2月2日（月）です。

問合せ先 平戸税務署 ☎ 0950-231131 または e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp)

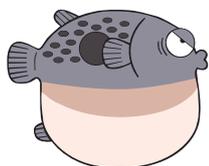
ふぐの食中毒予防

長崎県内では、毎年ふぐによる食中毒が発生しています。ふぐはテトロドトキシンやパリトキシンという猛毒を持っていて、適正な処理を行わずに食べてしまうと、最悪の場合、死亡することがあります。

市民のみなさまへ

近年、長崎県で発生したふぐの食中毒のほとんどが、一般の家庭で発生しています。

ふぐの種類を見極めるのはとても難しく、ふぐの適切な処理を行うには高度な専門知識と技術が必要です。素人判断、素人調理は大変危険です。



「ふぐの食中毒予防のポイント」

釣ったふぐは持ち帰らない！

他人へ譲らない！

他人からもらわない！

素人調理は絶対にしない！

お店でふぐを食べたり、ふぐの身を買ったりするときは、必ずふぐ処理の資格を持った調理者がいる、信頼できるお店を選びましょう。

○問合せ先 県北保健所 ☎ 0950-57-3933

e-Taxをはじめよう！ 確定申告はe-Taxで

HPからe-Tax

e-Taxは国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から利用できます。



国税庁HP

最高5,000円の税額控除

平成20年分の所得税の確定申告書の提出を本人の電子署名および電子証明書を付けて、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。※平成19年分の確定申告で本控除の適用を受けた人は受けられません。

添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票などは、書類の記載内容を入力して送信することにより、その提出または提示を省略することができます。※確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります。

還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は、早期に処理されます（3週間程度に短縮）。



イラスト

詳しくは

e-Tax ホームページで www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

で

検索



謹んで新春のお慶びを申し上げます

本年も安全第一に環境との調和を図ります



電源開発(株)・(株)ジェイパック・(株)JPビジネスサービス・開発電子技術(株)・西九州共同港湾(株)

佐世保高等技術専門校 平成21年度入校生募集

【募集内容】

平成21年度入校生追加選考試験(第2回)

【願書受付期間】

1月7日(水)～21日(水)

【入校選考日】

1月28日(水)

【問合せ先】

佐世保高等技術専門校 企画広報室
〒857-0361

北松浦郡佐々町小浦免1572-26

☎0956-62-4151

調理師の皆さんへ

調理師法第5条の2第1項により平成20年12月31日現在、次のところで調理の業務に従事している調理師は「調理師業務従事者届」を提出することになっています。

【届出の必要な調理師】

- ・ 寄宿舎、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設
- ・ 矯正施設、飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業
- ・ その他多人数に飲食物を調理して供与している施設

【提出期限】

1月15日(木)

【提出用紙備え付け場所】

- ・ 保健所、食品衛生協会
- ・ 松浦市役所健康ほけん課

【提出・問合せ先】

〒859-4807

田平町里免1126番地1

県北保健所総務企画課

☎0950-57-3933

社団法人平戸法人会 社団化20周年・女性部会設立10周年

記念講演会

「地域格差から 地域の底力へ」

○日時

2月4日(水) 午後3時～

○場所

平戸文化センター (入場無料)

○講師

浅野史郎氏

(前宮城県知事・慶應義塾大学教授
・障害福祉のスペシャリスト)

○主催

社団法人平戸法人会

○問合せ先

社団法人平戸法人会事務局

☎0950-23-3937

石綿による健康被害の救済 に関する法律の一部改正

石綿による疾病(肺がん、中皮腫など)で死亡した労働者の遺族で、労働法の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した方には、特別遺族給付金が支給されています。

今般、法律の一部が改正され、①請求期限が平成24年3月27日までに延長されるとともに、②平成18年3月26日までに亡くなられた労働者の遺族へと対象が拡大されましたので、心当たりのある方は、お問い合わせください。

【問合せ先】

長崎労働局労働基準部労災補償課

☎095-801-0034

市民の伝言板

第5回松浦市バドミントン協会 初打ち大会

【日時】1月25日(日)午前9時15分～

【会場】松浦スポーツセンター

【参加資格】

市内在住またはクラブに所属している人で協会登録者(未登録者は当日登録可能)

【参加費】登録者：1,000円

高校生：500円

【申込方法】

松浦スポーツセンターの中央掲示板に設置した箱に、備え付けの申込書に記入の上、投函してください。(FAX申込可)

【申込期限】1月16日(金)

【問合せ先】川本☎0956-74-0313

FAX☎0956-74-0347



TAISEI PRINTING INC.

経費削減に 一役買います!

- 領収証・納品書・請求書・見積書 ■ 年賀状・暑中見舞い
- 封筒 ■ 名刺 ■ 会員証 ■ チラシ ■ ポスター ■ 賞状
- 割引券・商品券 ■ チケット ■ パッケージ ■ ラベル
- スタンプカード ■ 包装紙 ■ 来場記念品 ■ ステッカー
- 会社案内パンフレット ■ 商品カタログ ■ ガイドブック
- プログラム ■ メニュー ■ ダイレクトメール ■ 広報誌
- プランボード ■ 新聞・文集 ■ カレンダー ■ 案内状
- 歌集・小説等の自費出版物 など

有限会社 **タイセイ印刷** 〒859-4501 長崎県松浦市志佐町浦免886-7
Tel 0956-72-0720 Fax 0956-72-0452 E-mail p-taisei@air.ocn.ne.jp